

○中小企業基盤整備機構工事等請負業者選定事務処理要領

平成17年4月1日
要領17第1号

改正 要領22第48号

(通則)

第1条 中小企業基盤整備機構の締結する工事並びに測量、建設コンサルタント業務(土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の請負契約に係る競争に参加する者に必要な資格及びその資格の審査並びに競争参加者の選定に関する事務の取扱いについては、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、中小企業基盤整備機構会計規程(規程16第3号。以下「会計規程」という。)、政府調達事務取扱要領(要領16第32号)及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(要領16第29号。以下「契約要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(競争参加資格)

第2条 競争に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号に定める以外の者とする。

- 一 契約要領第2条の規定に該当する者及び契約要領第3条の規定により一般競争に参加できないこととされている者
- 二 経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる者
- 三 工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(会社更生法又は民事再生法による更生手続き又は再生手続きの開始決定後の審査を含む。)を受けていない者。なお、当該経営事項審査は平成6年建設省告示第1461号第1第1号の2に規定する審査基準日が当該工事の競争参加資格確認の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。
- 四 第7条の競争参加資格確認申請書(添付書類又は資格確認申請用データを含む。)に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった者
- 五 国又は履行地が所在する地方公共団体から指名停止措置を受けている者
- 六 共同企業体でその構成員に前各号の一に該当する者を含む者

七 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

建築設計業務においては建築士法第 2 3 条に規定する登録を受けていない者

測量業務においては測量法第 5 5 条に規定する登録を受けていない者

八 建設コンサルタント業務（建築設計業務を除く。）においては建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 2 条に規定する登録簿に登録を受けていない者。

九 地質調査業務において、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する登録簿に登録を受けていない者

十 補償コンサルタント業務において、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する登録簿に登録を受けていない者（第 1 項 1 号へ）

2 契約担当役等は、第 1 項各号のほかに競争参加資格を定め競争を実施するときは、別表 1 及び別表 2 の事項のうち当該競争を適正かつ合理的に行うために必要と認められる事項を加えて実施することができる。ただし、その場合にあつては競争参加が特定の有資格者に偏らないよう留意することとする。

（工事種別）

第 3 条 工事種別は、建設業法第 2 条第 1 項別表に規定する建設工事の種類のとおりとする。

（業務種別）

第 4 条 業務種別は、測量、建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務）、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「業務」という。）とする。

（競争参加資格確認申請書等）

第 5 条 契約担当役等は、競争参加資格の確認の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、競争参加資格確認申請書（別に様式を定めるものとする。以下「資格確認申請書」という。）を提出させるものとする。

2 工事への参加を希望する者にあつては、前項の資格確認申請書に次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。なお、共同企業体にあつては構成員全員に提出を求めるものとする。

一 建設業許可申請書別表の写し

二 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し（様式第 1）及び共同企業体等調書（様式特 1）

三 経営事項審査結果通知書の写し

四 納税証明書の写し（法人税（法人の場合）、申告所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税にかかる国税通則法施行規則別紙第 8 号書式その 3 又は同その 3 の 2

若しくは同その3の3)

- 五 申請者が、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協業組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）である場合は、組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
 - 六 その他技術的適正が確認できる書類等
- 3 業務への参加を希望する者にあつては、第1項の競争参加資格確認申請書に次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
 - 一 技術者経歴書（様式第2号）
 - 二 営業所一覧表（様式第3号）
 - 三 申請者が法人である場合においては、商業登記簿の謄本、個人である場合においては、身元証明書又はこれの写し
 - 四 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し
 - 五 申請者が法人である場合においては、申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「業務に係る審査基準日」という。）の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 4 前項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに同項第2号及び第5号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。
 - 一 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
建設コンサルタント登録規定第7条に規定する現況報告書の写し
 - 二 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けたものをいう。）
地質調査業者登録規定第7条に規定する現況報告書の写し
 - 三 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けたものをいう。）
補償コンサルタント登録規定第7条に規定する現況報告書の写し
- （競争参加資格の確認）
- 第6条 競争参加資格確認は、発注1件ごとに行うものとする。
- 2 競争参加資格の有無は原則として資格確認の時点で行うものとする。ただし、別に定めることを妨げないものとする

3 契約担当役又は分任契約担当役（以下「契約担当役等」という。）は、第2条に定める資格を有しない者及び前条において提出を求めている申請書等に虚偽の記載を行う等不正な行為を行った者については、競争参加資格がないと認定する。

4 契約担当役等は、競争参加資格の有無を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 契約担当役等は、有資格者に通知をした後において、次の各号に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに競争参加資格審査申請書変更届（工事にあつては様式第8号（イ）、業務にあつては様式第8号（ロ））によりその旨を届け出させるものとする。

一 住所

二 商号又は名称

三 法人である場合は代表者の氏名、個人の場合はその者の氏名

四 連絡先となる営業所の名称、所在地及び電話番号

（競争参加資格の認定の取消し等）

第8条 契約担当役等は、有資格者が第2条第1項各号の一つに該当することとなったとき、又は不正の手段により競争参加資格を受けたと認められるときは、遅滞なく、当該資格の認定を取り消し、当該者に通知するものとする。

（秘密の保持）

第9条 競争参加資格確認に当たっては、その秘密が洩れないように留意しなければならない。

附 則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附 則（要領22第48号）

この要領は平成23年4月1日から適用する。